

部活動に係る活動方針

- 1 本校における部活動の現状と課題
- 2 本活動方針策定にあたって
- 3 部活動運営方針
- 4 課題への取り組み
 - ① 学校教育の一環としての部活動の適切な運営
 - ② 合理的でかつ効率的・効果的な部活動推進のための取組
 - ③ 適切な休養日等の設定
 - ④ 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備
 - ⑤ 学校単位で参加する大会等の見直し

東洋大学京北中学高等学校

1 本校における部活動の現状と課題

本校における部の設置数は、赤羽仮校舎から本校地に移転するに際し、39部から18部に減じ、その後生徒数の増加と新入生の希望にあわせ漸増させ現在の数の部・同好会・愛好会の数となった。

① 現在の設置状況

中学校(運動部 9, 文化部 11, 同好会 2, 愛好会 2)

高等学校(運動部 12, 文化部 11, 同好会 2, 愛好会 2)

※ 一部部活動は中高合同で活動

② 活動日数・活動時間・活動場所

活動日数は学習活動との両立を図るべく、週4日まで、1日あたりの活動時を概ね2時間までという制限を設けている。また、活動場所については原則校内のみとしている(高校軟式野球部、高校硬式テニス部、中学軟式野球部はこの限りではない)。

③ 顧問の配置

各部に顧問を原則3名以上配置している(愛好会はこの限りでない)。原則として教諭は運動部、文化部それぞれひとつずつ顧問として活動を受け持つ。

④ 部活動の管掌

生徒会活動の一環として位置付けられている。自治委員会の下に設置されたクラブ委員会により、運営が図られている。

⑤ 課題

生徒の健康と安全を守り、体力や競技技能の向上、健康の増進、興味関心のある事柄に徹底して取り組む態度、同好の仲間との協調などの効果を上げるためには、以下の課題を克服する必要を認識している。

- (1) 学校教育の一環としての部活動の適切な運営
- (2) 適切な部活動運営のための体制整備
- (3) 合理的でかつ効率的・効果的な部活動推進のための取組
- (4) 休日の活動についての各種規定整備
- (5) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備
- (6) 参加する大会等の見直し

2 本活動方針策定にあたって

本校における「部活動に係る活動方針」策定に際して、以下を基本的な考え方とする。

① 活動方針策定にあたって

部活動は「スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。」との学習指導要領総則(中学校)の趣旨を本校における活動方針策定の基本的な考え方とする。

② 部活動の目標

以下の3点を部活動の教育的効果の目標とする。

- (1) 知識・技術の習得にとどまらず、同好の複数学年生徒との交流により良好な人間関係の育成をはかる。
- (2) 運動部においては、単に技術の習得のみを目標とするのではなく、心身の健康増進に資する活動をおこなう。
- (3) 文化部においては、芸術文化等の創作、表現の活動に親しむことにより、豊かな感受性を涵養する。

③ 運営体制の再点検

部活動は「生徒の自主的，自発的な参加により行われる」ことを前提としている。校内分掌組織のうち生活指導部生徒会の下に組織する現在の形を維持しながら、効率的な運用や指導体制を構築する。

3 部活動運営方針

- ① 週当たり3日以上を休養日とし，休養日に大会参加等で活動した場合は，他の日に振り替える。
- ② 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ③ 朝の活動は行わず、放課後に活動を行うこととする。
- ④ 原則として学校休業日は部活動をおこなわない。
- ⑤ 近年の温暖化の影響を加味し、熱中症事故の防止のため活動地において気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯には場合には、屋外の活動を原則としておこなわない。

4 課題への取り組み

① 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- (1) 各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等記載）並びに月ごとの活動計画（活動日時・場所、休養日、大会参加日程等）を作成し、4月当初に生活指導部に提出する。生活指導部はこれを取りまとめ校長に提出する。
- (2) 校長は、運動部活動に係わる活動方針を策定し、ホームページや印刷物により生徒・保護者に公表する。改定があった場合は、速やかにこれも公表する。
- (3) 部活動顧問は、相互に協力し、教員間で情報交換をしながら運営にあたる。特定の教員の負担にならぬよう指導にあたる。

② 合理的でかつ効率的・効果的な部活動推進のための取組

- (1) 運動部顧問は、スポーツ障害・外傷の予防や学習とのバランスがとれた学校生活への配慮等、生徒の心身の健康管理に努める。
- (2) 校長、生活指導部部活動担当、運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を実施し、事故防止に努める。
- (3) 部顧問は、適切な指導や声かけなどにより生徒との良好な関係を築くよう努め、体罰・ハラスメント・部内いじめの根絶を徹底する。
- (4) 部顧問は、活動に当たっては休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を心がける。

③ 適切な休養日等の設定

- (1) 本校においては、原則部活動は週4日以内の活動日とし、1日の活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度を上限とする。その他の日は休養日にあてる。
- (2) 定期考査1週間前および定期考査期間中(定期考査最終日は除く)は、原則として活動は認めない。特別な事情がある場合は、生活指導部部活動担当に申し出た上で、管理職の許可を得ておこなう。
- (3) 原則として学校休業日は休養日とする。

④ 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

部活動の設置、改廃のルールおよび活動環境の整備方法について、生徒のニーズを踏まえ、今後生活指導部にて改めて検討する。

⑤ 学校単位で参加する大会等の見直し

部が参加する大会・試合・発表会・コンクールについては、生徒の教育上の意義を考慮するとともに、本方針にてらし、過度な負担とならないよう参加するものを年間計画の中で定める。